令和８年（フ）第３９４号
愛知県高浜市論地町五丁目２番地15　（ナティフきぬうらＮｏ．２　Ａ号室）
債務者　加賀　正男
1　決定年月日時　令和８年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月７日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和７年（フ）第２３０３号
札幌市東区北23条東７丁目３番20―711号
債務者　松本　裕之
1　決定年月日時　令和８年８月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月８日まで　札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１８８号
札幌市東区北32条東５丁目３番18号　サンシャインパーク203号、申立時の住所札幌市東区東雁来９条４丁目12番29号　田口　方
債務者　荒木　清夏（旧姓原）
1　決定年月日時　令和８年８月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月８日まで　札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第９７９号
札幌市白石区平和通２丁目北２番31―106号、住民票上の住所北海道岩見沢市４条西10丁目９番地１　エメラルド410　101
債務者　竹島　亜美
1　決定年月日時　令和８年８月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月８日まで　札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１０６０号
札幌市白石区本通11丁目南２番15号　マイルーム11―205号
債務者　伊藤勘太郎
1　決定年月日時　令和８年８月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月８日まで　札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１１６４号
札幌市白石区本通２丁目北７番27―510号
債務者　米谷　光記
1　決定年月日時　令和８年８月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月８日まで　札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１２２８号
札幌市北区篠路３条８丁目９番65号　新生ハイツ101号
債務者　渡邉恭志郎
1　決定年月日時　令和８年８月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月８日まで　札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１２３９号
北海道千歳市清流５丁目６番11号
債務者　田中　佳乃
1　決定年月日時　令和８年８月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月８日まで　札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１２６４号
札幌市手稲区曙４条３丁目６番17号　ウエストタウンアケボノ２－Ｂ号
債務者　女池　宏樹
1　決定年月日時　令和８年８月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月８日まで　札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１２７８号
札幌市中央区南11条西８丁目２番40―507号
債務者　熊木　勇希
1　決定年月日時　令和８年８月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月８日まで　札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１３０５号
札幌市北区新琴似４条８丁目５番５号
債務者　横山　澄雄
1　決定年月日時　令和８年８月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月８日まで　札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１３１７号
札幌市白石区東札幌３条４丁目５番１―803号
債務者　門馬　舜佑
1　決定年月日時　令和８年８月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月８日まで　札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１３５６号
札幌市西区琴似２条５丁目４番８―208号
債務者　渡部　規介
1　決定年月日時　令和８年８月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月８日まで　札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１３６０号
札幌市白石区川下2524番地
債務者　上村　保雄
1　決定年月日時　令和８年８月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月８日まで　札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１３６７号
札幌市白石区南郷通３丁目南５番21―102号
債務者　田中美恵子
1　決定年月日時　令和８年８月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月８日まで　札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１３９８号
北海道恵庭市恵み野南１丁目１番９　（道営住宅Ａ―103号）
債務者　寺田　七恵
1　決定年月日時　令和８年８月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月８日まで　札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１４１０号
札幌市豊平区月寒東５条９丁目４番13―208号
債務者　荒木　聡子
1　決定年月日時　令和８年８月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月８日まで　札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１４１５号
北海道北広島市大曲柏葉５丁目13番地17
債務者　鈴木　美香
1　決定年月日時　令和８年８月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月８日まで　札幌地方裁判所民事第４部